

「最後の一句」の意図

——大逆事件との関連——

藤本千鶴子

一、不満引退説への疑問

「最後の一句」は、大正四年九月十七日に「草し畢」り（日記）、『中央公論』十月号に発表された。周知のように、この作品はテーマ小説であつて、作品名にテーマの所在を示す「最後の一句」を掲げ、それを作者自身が「献身の中に潜む反抗の鋒」だと説明している。

ところが、さらに一步突込んで、主人公いちの最後の一句であるところの「お上の事には間違はございませんまいから」ということばの何が、「氷のやうに冷かぬか、刃のやうに鋭い」のか、どういふ点が役人一同を恐れさせる「反抗の鋒」なのか、という点について考えようとすると、どうもよくわからないのである。教育現場からも、その点についての困惑の声はしばしば聞く。

作者鷗外の説明は、異常なほど執拗に、一句の威力を強調している。奉行の佐佐に対して、「不意打に逢つたやうな驚愕」をさせ、「険しくなつた目」、「憎悪を帯びた驚異の目」にさせたと書いている。また、「両奉行と城代は、いちのこととを、「生先の恐ろしいもの」だ、「変な小娘だ」、「物でも悪いてゐるのではなにか」と思ったと書いている。いったい鷗外は、最後の一句の不気味な威力と、冷やかないちの形象とに、どのような意図をこめたのであろうか。

その点について、従来は、鷗外の医務局長引退問題とからめて、「陸軍の鷗外に對する態度に鷗外が強い不満をいだいて」、「鷗外はしぶしぶいやいやながら官途をはなれていつたやうに推測される」、その不満が、「婦女通信」の引退の報道をひきがねとして、いちの鋭い一句に託した「官僚機構への簡潔きわまる批判の言葉」として、一挙に爆発したのであるとされてきた。これは、今日では自明のこととして、だれもが触れているが、私は最近それに疑問を感じている。鷗外の退官事情は、はたしてそうだったのだろうか。

不満引退説の根拠は、三つに分けられるが、調べてみるといずれも根拠薄弱のやうである。一つは、大正十一年の「遺言」に、「官権威力」への反抗が見られることをもつて、大正四年の引退決意當時にも不満があるはずだとしたものだが、これは七年後の心境を根拠にしているので時間的に無理な根拠と言ふべきである。

二つめは、大正四年七月十八日日記の、「齟齬」という七言律詩の一節に、「官情薄」とあるのを、官の情が薄いという風な意味に解釈したことである。たとえれば、高橋義孝氏は、「何か陸軍省や宮内省の具体的なやり口に対してやる瀬のない分遣があつて、それがこういう遺言になつたのだと考えられる。すでに鷗外は『官情ノ薄キヲ』嘆いてもいる。」と書き、陸軍を退く際にも、「彼は日露役の論功行賞に不満をいだいていたのではなかつたか。彼は男爵に叙せられることをひそかに期待していたのではなかつたか。——鷗外の權威主義的、事大主義的性向はこれを到底疑ふことができないと私は信じている。」と書かれた。

男爵については、前任局長小池正直の前例があり、大正四年九月二十日、名古屋師団司令部大西亀次郎あてに、「爵云々」と触れてはいる。しかしそれは、「新聞記事ハ婦女通信トカ申モノノ所為ニ有之候就中爵云々ハ功績ナキ小生ニハ有間敷ト存候」とあるように、勝手に「爵云々」の推測記事を報じた『婦女通信』の「所為」を、迷惑げに打消したものである。鷗外の心中はわからないし、どのやうにも想像はできるが、右の文面による限り、鷗外が日露役の功績等に対して、男爵に叙せられないのは、陸軍の「官情ノ薄キ」ことだと考えて、「やる瀬のない分遣」を抱いていたということにはならないと解される。

また、「官情」とは、大漢和辞典によれば、「仕官を望む心。宦情」とある。そこで、「宦情」を引くと、「仕官したい志」とある。その用例としては、

○吾少無宦情。〔晉書、阮裕伝〕。

○吾少無宦情。(比史、序伝)。

○少無宦情、有箕穎之心。(謝謫運、擬魏太子鄴中集詩序)。

○如初遺宦情、終乃最郡課。(韓愈、合江亭詩)。

が挙げられている。三番目の用例で、対句的に、「宦情」の反対語として使われている「箕穎之心」とは何か。「箕山之志」「潁水隱士」「洗耳」という成語にもあるごとく、中国古伝説中の隱者許由が、堯帝から天子の位を譲ると言われて不快に思い、「潁水」で耳を洗い、「箕山」に隠れ住んだという故事にもとづき、許由のように世をのがれて自分の志をとげる意志の意である。「宦情薄」には、官は自分に対して情が薄い、薄情だという、意味も用例もないのである。

ところで、「宦情薄」を含む「鬪鬪」の作詩法は、故事をふまえて作られている。大正四年七月二十三日賀古鶴所あて書簡には、右の詩に自注をほどし、「鬪鬪ハ函ガハリノ時ヨリ也(中略)程雪ハ程伊川ノ門人が雪中ニ立チン故事也(中略)題柱ハ長卿ガ故郷ヲ出デシ時ノ故事也」とある。今日我々は故事をふまえて作詩する習慣をもたないが、鬪外の「宦情薄」は故事をふまえた用語と見るべきであろう。したがって、「老来殊覚宦情薄」のいみは、自分は元来仕官を望む心が薄かったが、老来ことにそれを痛感するという意味になる。言外には、望まなかった仕官生活の半生を後悔し、箕穎の志が誓っていると見てよからう。

そして、それに続く尾句が「題柱回頭彼一時」である。自注「題柱ハ長卿ガ故郷ヲ出デシ時ノ故事也」とある。「長卿」とは、漢の文人司馬相如の字である。彼が故郷を出る時、昇仙橋の橋柱に、功名を立てる志を書きつけた故事をいう。のち辭賦にすぐれたため、武帝に重用された。かつて鬪外は舞姫論争において、エリスを卓文君になぞらえ、したがって太田豊太郎を文君の夫司馬相如になぞらえているようである。また、有名な没理想論争で、ハルトマンのことを「烏有先生」と表記したが、これは司馬相如の代表作「子虚賦」および「上林賦」の烏有先生から思いついたものではないかと思われる。そして「題柱ハ長卿ガ」云々から見ても、自身を司馬相如と重ねている。したがって、「題柱回頭彼一時」の意味は、長年勤めた陸軍を出て、司馬相如のように、筆で天下に名を成そうと詩に志を書きつけた今、半生を回想すれば、仕官生活も一時であった、という意味に解される。それはまた、この詩の第一句、「鬪鬪期為天下奇」と、首尾呼応している。

いよいよ鬪外は、役人と作家との二足のわらじを脱いで、文筆一本で名を成そうとしているのである。ちなみに、大正四年十二月十日、賀古鶴所あて書簡には、「必親展」とことわって、「実ハ新年ノ作品ノ為昨日マテ忙殺セラレ居候ニ角

今、後筆、デ、立、タ、ウ、ト、ス、ル、ニ、ハ、多少地盤ヲ作ル」ニシタカカセギ出シ候ワケニ候」と明言している。七月二十三日段階の賀古あて「鬪鬪」の詩と自注においては、まだそれを、司馬相如の故事に託して、誰よりも先に生涯の友賀古にはめかしたのである。したがって、「宦情薄」は、まわりから強いられた不満の引退ではなく、志あって官を捨てた勇退であると言える。そしていよいよ鬪外は、同年八月十三日から、史伝「淡江抽齋」の調査(導子淡江保の所在問合せ)に動き出し、十月十五日から東京日日新聞社の福地新次が頻繁に來訪して、客員の交渉をする。遅まきながら、朝日新聞社の夏目漱石同様、官を捨てて筆で立とうとしているのである。不満引退説の三つめの根拠は、「最後の一句を草し畢る」前日、すなわち、大正四年九月十六日の日記に、「婦女通信子が引退の報を伝ふ。東京諸新聞の記者悉く來訪す」とある記事である。紅野敏郎氏が、作品成立の前日の日記に着目して、「最後の一句」は、「僅か一日の間にまとめられた」と判断されたのは卓見である。が、「東京諸新聞の記者悉く來訪」の「悉く」に鬪外胸中の波だちを見ようとするのはどうであろうか。

鬪外は、「婦女通信子が引退の報を伝ふ」と日記に書く以前に、自分から引退の決意をあちこちにほめかしてまわっている。

先の「鬪鬪」の詩の「題柱」(大正4・7・18 日記)、「題柱ハ長卿ガ故郷ヲ出デシ時ノ故事也」(大正4・7・23 賀古鶴所あて)の他にも、「払衣同去果何年」(大正4・7・23 横川徳郎あて、7・31 日記)、「去来何必問因縁。入地昇天任自然」(大正4・8・30 部下の矢島柳三郎あて)などがある。今更「いまいまし」がったと解釈するのは不自然であろう。また、その怒りを、「婦女通信」や悉くの記者に向けるならともかくも、陸軍省に向けるというのもおかしいなことである。後述するが、私ならむしろ、「東京諸新聞の記者悉く來訪す」に続く、「中に神近市子あり。前に泊夫監(ヤブウシ)の同人たりしに、今東京日日新聞の記者たりと云ふ。」とある。「神近市子」に着目したい。

ともあれ、氏は「悉く來訪」だけでは弱いと考えてか、『婦女通信』と「最後の一句を草し畢る」との記事の前後をかこむ、九月十五日および十八日の「局長会議あり」という記事に注目して、その議題を、「かなりの重要議題が論じられているようだ。従って、局長会議に出席していた鬪外の風貌や胸中こそみものであった」、「執筆前後の鬪外の胸中は、ただごとならず波うったろう」と推量し、「官を退くにあたっての、鬪外のいまいましい、『舌打ち』が、いちの最後の一句と重なっているとされた。だが、二つの「局長会議あり」の議題が、鬪外をいま

いまいがらせる重要議題であったと推量された根拠は、二年余りも前の、大正二年五月十七日の「局長会議あり。官制改革のために諸権限を陸軍大臣の手より参謀総長に遷さんとするなり。」から類推したものである。根拠としては弱い。

以上のように、不満のうちに引退したという説の根拠はいずれも薄弱で、むしろ勇退であったと考えられる。鵬外は、引退問題の私怨を晴らすために「最後の一句」を書いたのではない、と言いつつよいと思う。

二、依拠資料の「身代り」とのちがい

そこで私は、平凡だが、作品と依拠資料とのちがいを、不満引退説の先入観なく、見直してみることにした。

依拠資料は、清田文武氏によれば、鵬外手沢本、大田直次郎（南畝）著『一言一言』（明治16・6、集成館）巻十のようだが、鵬外文庫の実物紛失中とのこと、『日本隨筆大成』第一期巻上の「○元文三年大阪堀江橋近辺かつらや太郎兵衛事」による。成立は、「右之趣其町の役人金屋何某の書記したるを乞求めて元文四年三月廿三日に写し畢ぬ」とあって、この事件が元文四年三月二日父の減刑という形で結着してから二十一日後のことである。

鵬外は、前作「ぢいさんばあさん」を八月十日に書いた時、『一言一言』を依拠資料にしているので、おそらくこの頃かつらや太郎兵衛事件の項も読んだのであろう。そして、「新七代りとして」父の死刑公示→「父の身代り」として子供五人の死刑出願→恩赦→孝子と政道の賛美という、「身代り」制度に何の疑問ももたない叙述を見た時、大逆事件と重ね合わせて、おもしろい材料だ、書けるといふ創作意欲が湧いたのではないだろうか。依拠資料では無意識、無批判に七回くり返されている、「（の代り）」「身代り」という語句を、鵬外は意図的、批判的に使い、解説のためのキー・ワードにしているのではないかと思われる。

まず、依拠資料の「身代り」を見ていく。

父の死刑決定の次第について、依拠資料には、「今は新七代りとして太郎兵衛罪科極りて、（中略）きらるべきに極りける」とある。この話の筆者「其町の役人金屋何某」は、この「身代り」死刑判決の「恐ろし」さにまったく気づいていない。それは、「道ある御代の御恵み申すも中々おろかなり。」と、この話を結んでいることにも現れている。それを写した大田南畝も、それに対して別に批評して

いない。はじめの判決が人権侵害なのに、お上りがその判決を改めて恩赦により減刑したことの方を賛美しているのである。

では、依拠資料のいちは気づいているように書かれているだろうか。「父の罪を犯し給ふも我々を養はんため也、然らば今度父の命に代らん事を御奉行所へ願ひ奉らん」とあるが、「父の命に代らん」は「新七代りとして」とことは似ていても、判決批判の意図はない。それは、「父の罪を犯し給ふも」とあるように、父が死刑相当の罪人だと認めた上で、なおかつ奉行所に身代りを乞おうとしているからである。これは理の主張でなく、情に訴える「命乞」である。

ということは、依拠資料は、先にはこの海難詐欺横領事件の真犯人は新七であって、父はその代りだと書きながら、後では父もやはり犯人だとして、犯人のつかみ方に混乱と矛盾がある。筆者が町役人であるために、町奉行所の判決はまちがいないものと頭から信じて、真相を究明する意志がないから、こういう混乱と矛盾を平気で犯して、「道ある御代」だとほめたたえたのであろう。

次に、依拠資料のいちらが身代り出願をした理由であるが、「父の罪を犯し給ふも我々を養はんため也、然らば今度父の命に代らん事を御奉行所へ願ひ奉らん」、「親の代りに子供五人と申ながら長太郎は義理ある事に候、残り四人を親の代りに命御取被下候は、難有可奉存候と認入て」、「親子のたね違ひ候へ共其恩をうけたるは同じ事にて、其上母の身代りならば女子なるべし、父の身代りにて候へばこの長太郎が命を召とらるべき事に候」とある。これらは、養育の恩に対しては子は命を投げうって恩返しすべし、子の命は親のもの、命に尊卑上下の別があり、親の命一に対し子の命四、五（子供全部の命）に相当する、身代りにも養家への義理や男女の別があるなどという、封建的家族主義道徳である。個人の尊厳、各人平等、生命尊重の近代的考え方は、ずい分ちがう。ちなみに鵬外は、このような封建道徳を、「青年」二十（明治44・4）で、「昔子を死ることも殺すことも出来た時代の奴隷」の道徳だと批判していたのが思い起こされる。依拠資料のいちは、身代り出願という形の上では、鵬外作品のいちらと一見同じようでも、その動機理由としては、人権侵害の判決をくつがえそうという反抗的意図はまったくない。無理と知りつつ、恩返しのためにお上の情にすがり、「命乞」をする封建的動機である。依拠資料には必ず時代と社会の臭みがつきまわっている。それを無視して、依拠資料のいちらにも意識せざる「反抗」があったと強弁するのはよくない。

このような封建的材料を見た時、鵬外は何に着目し、どう小説化したのであろ

うか。「最後の一句」の「身代り」の論理を見ていく。

まず、鵜外は身代り出願の原因となった事件を、「新七は逃走した。そこで太郎兵衛が入牢してとう／＼死罪に行はれることになったのである。」と書いている。依拠資料の「代り」「身代り」とある七つの用例のうちこれを除いて皆踏襲しているのに、ここだけは「新七の代りとして」ではなく、「そこで」に替えている。なぜであろうか。鵜外は意識して、わざわざ妙な引かかる「そこで」の使い方をすることによって、読者の注意を喚起したのではあるまいか。新七が逃げたなら、なぜ真犯人でない太郎兵衛が死罪に行われるのか、なぜ「そこで」なのかと思わせるためであろう。「最後の一句」は六節から成り、起承転結で構成されている。起の末尾が、「新七は逃走した。そこで太郎兵衛が入牢してとう／＼死罪に行はれることになったのである。」で、それを承ける承の冒頭文が、「平野町のおはあ様が来て、恐ろしい話をするのを姉娘のいちが立聞をした晩の事である。」となっている。新七が逃走した、そこで父が死罪に行なわれるということが「恐ろしい話」だということになる。死刑になるのが父だから「恐ろしい」のではない。真犯人を逮捕できなかった、「そこで」犯人と縁故のある別人を身代りに死刑にするという、お上の身代りの論理の安易さが恐ろしいのである。「そこで」は、実に易々と別人を「死刑に行」うさまがよく出ていることばである。

次に鵜外作のいちの身代り出願動機を見る。

「ああ、さうしよう。きつと出来るわ」「わたし好い事を考へたから。」「お父さんはあさつて殺されるのである。自分はそれを殺させぬやうにすることが出来ると思ふ。(中略)お父つきさんを助けて、其代りにわたくし共子供を殺して下さいと云つて頼むのである。」

「殺させぬやうにする」とは、穏やかでないことばである。依拠資料にはもちろんない。死刑判決をくつがえし、処刑をやめさせようとする反抗心が、はっきりと現れている。

では、いちはなぜ殺させぬことが「きつと出来る」と思ったか。そのために「好い事を考へた」とは何か。それは、お上の身代りの論理を逆手にとることである。

お上が新七の代りに父を殺すなら、こちらも父の代りに、犯罪と全然無関係のいたいけな子供五人を代りに殺して下さいと申し出る。目には目、歯には歯を、身代りには身代りをもって報復するという論法である。新七の代りに父をむざむざ殺させはしない、無罪の子供を父の身代りに皆死刑にするならしてみよ、父が新七の身代りに殺されるのもそれと同じことなのだという意味になる。門番や宿直

の与力は「親の命乞」だと誤解しているが、お上の情にすぎない「命乞」ではなく、理の主張である。理の上で正しくない、恐しい政道だと認めたからには、命をも賭けて反抗するということである。この点が、依拠資料とまったくちがう鵜外のものになっている。それにくらべれば、親の命一に對し子供の命五の比率や、はじめ養子長太郎を家の存続のために残そうとしたことなどは、時代の雰囲気を出すためであろうか、封建色を残しているが、小さいことである。

依拠資料では、新七の身代りとしての父の死刑と、父の身代りとしての子供の死刑との間に、否定を契機とするドラマがなく、風が吹けば桶屋がもうかる式のずるずるしたストーリー展開であった。同じ材料、同じ「身代り」という語を使いつながら、鵜外作では、新七の身代りとしての父の死刑公示は、お上の「間違」であるとし、それが原因で父の身代りとしての子供の死刑出願を思いつく。判決への懐疑、批判という、近代的知性の光をあてることによって、強力な因果の論理に組み直し、ものが見えてくるようにすること、それが鵜外の強みである。

父が「殺される」のが「間違」であり、「殺させぬやうにする」ことが正しいとするために、鵜外は依拠資料にある父太郎兵衛の犯罪事実の一つを削っている。依拠資料には、父が「必々人にもらす事なかれと深くかくし、扱人を遣し彼水船をも売払ひ」とあって、この詐欺横領事件の、証憑湮滅については、父が首謀者だと書いてある。ところが鵜外はその点をまったく削除して、「ふと良心の鏡が曇つて、其金を受け取つてしまつた」だけの、受身的な過失に改めている。詐欺横領は、父の知らない所で、新七が計画し、実行し、あとで父に話したもので、父の罪としては、金を突き返して犯罪を断乎やめさせるべきだったのに、金を受け取つて黙認してしまつたことである。この点は、大逆事件における幸徳秋水の立場に合わせてあるようである。

いちは、このような事情を横のかけで立聞きした。死刑相当の真犯人は新七である、父は逃げた新七の代りに、大阪の海運業者への「見せしめ」のために、不当に殺されようとしているのだ、ということをも明視したから立ちあがったのである。恩愛の上で父だからではなく、これが冤罪だから、それを告発することこそ、いちの出願動機であった。それは、今日の死刑囚の再審請求に通じるが、「当時の行政司法の、原始的な機関」は「一番にして結審で(大逆事件もそうである)、いちが裁判のやり直しを求めるときは、身代り制度を逆手にとり、「献身」するしかなかった。その点が現行法の再審とは異なる。

以上のように、鵜外は、依拠資料の「新七代りとして」という裁判の「間違」

に着目し、「身代り」「代り」という語をテコにして、奴隷の道徳から、権力犯罪告発の反抗の道徳へと、テーマを逆転させた。よってこれは、裁判批判小説だと言うことができる。

三、いちの最後の一句の解釈

そこで、いちの最後の一句が発せられた場面を見る。この場面は、起承転結の急転、山場である。

岡崎義恵氏は、「お上の事には間違はございますまいから」という一句の意味を、「自分の死後父の救はれることに對する確証を握って置かう」としたのだと解釈された。だが、聡明ないちが、お上は子供五人を死刑にした上で父もやはり死刑にするかもしれぬと心配することなど、ありえないことである。また、父が救われる確証を握ろうというような、家庭内的な私的意図だけでは、先の「殺させぬやうにすることが出来る」という殺気だったことばも、奉行や城代を恐れおののかせたわけも、説明がつかないのである。

これはあくまで、作者がキー・ワードとして提示している「身代り」に関して、「何か心に浮んだ」と見るべきである。奉行の佐佐のことばは、「そんなら今一つお前に聞くが、身代りをお聞届けになると、お前達はすぐに殺されるぞよ。父の顔を見ることは出来ぬが、それでも好いか。」というものであった。佐佐はいちの身代り出願の中に潜む告発的意図に全然気づいていない。今一度父の顔を見るために命乞いに出た愚か者としてしか見ていない。だから、子供五人の身代りを、機械的に「お聞届けにな」って、さっさと「重荷を卸し」たいのだ。いちはそのことに気づいた。「何か心に浮んだ」とはそれである。権力を代行して、甲の代りに乙を、乙の代りに丙丁たち五人をと、機械的に死刑の判決を下し、司法の威信を考えない奉行に、それがいかに「恐ろしい」「間違」かということを知らしめなくては、自分たちの犠牲や献身は徒死になってしまう。そこで、「お上の事には間違はございますまいから」と言い足して、ダメ押しをしたのである。

「お上の事には間違はございますまいから」という一句だけを文脈から切り離せば、お上への信頼の言葉にも見える。ところが、「間違」ということばは、佐佐の「若し少しでも申した事に間違があつて、人に教へられたり、相談をしたりしたのなら、今すぐ申せ。」を受けて、揚足取りの的に使われている。「キタ・セク・スアリス」に言う「陽に屈伏して陰に反抗する態度」である。「本来お上の裁判

には間違があつてはならないはずであるが、この一連の身代り死刑の判決は、ほんとうに間違はございますまいな」と念を押したことになる。

そこではじめて、佐佐は「不意打に逢つた」ように気づいた。限りなく身代りをお聞届けになると、ついには誰も死刑にできなくなる。司法権のない無政府状態になる。いちの最後の一句は、「身代り」で成り立つ国家権力の秩序と威信の土台を揺るがす、無政府主義的一撃であった。であればこそ、佐佐はいちを「憎悪」し、「生先」を恐れたのであり、「氷のやうに冷かに、刃のやうに鋭い」一撃と感じたのである。そして、「献身の中に潜む反抗の鋒は、いちと語を交へた佐佐のみではなく、書院にゐた役人一同の胸をも刺す威力を持ったのである。

四、大逆事件との関連

では、なぜ鵬外はこのような裁判批判小説を、この時期に書いたのであろうか。私は「最後の一句」は大逆事件裁判批判の意図をこめた小説ではないかと考える。八代將軍吉宗代の事件という歴史小説の外形を借りてはいるが、ハイネのように、現時の国家社会の大問題に論評を加えるジャーナリスト精神が、その動機にはあると思う。

無論、桂屋いち事件のとは新七の海難詐欺横領だとしており、大逆裁判のとは菅野スガ子ら四人の天皇暗殺計画であつて、事件の外見だけ見れば、両者かけ離れてはいる。しかし外貌に目を奪われて本質を見失つてはならない。お上に都合の悪い者は、真犯人でない者でも「身代わり」に死刑にするという「身代り」の論理は、両者に共通しているのである。

桂屋太郎兵衛の公事を、大逆事件とくらべればさほど重要事件とも思えないのに、「重要事件として氣に掛けてゐて」と書き、「目安箱をもお設けになつてをる御趣意から」と書いたのは、依拠資料の視野にまったく入っていないことを、鵬外がわざわざ入れたものである。明君吉宗を明君明治天皇に重ね、目安箱の制度を、明治憲法の四大自由と重ね、その明君の御代の一大汚点が、桂屋太郎兵衛の公事であり、大逆事件であつた、ということと鵬外は示唆しているのではあるまいか。あからさまに大逆事件を批判すれば、まだ不敬罪になる時代であり、その上鵬外は現職の陸軍省医務局長、宮内省臨時御用掛であつた。吉宗代の事件に託して書くのは、用心のためであらう。

約言すれば、「最後の一句」に、大逆事件判決批判の意図を推定する第一の根

の中に位置づけてみれば、「最後の一句」に大逆事件判決批判の意図がないとは言えないであろう。

さらには、「最後の一句」執筆の直前直後における、鷗外の身辺に気をつけてみよう。

第四の根拠としては、大正四年九月十四日（稿了三日前）、文学者白柳秀湖が、「社会主義者なりと云ふ」だけの理由で、二度目に徴兵され、その免除を依頼された鷗外は、自分の力では阻止できなかったという事実がある（日記）。おそらく鷗外は、大逆事件を思い出させられ、時の政府にとって都合の悪い主義者は、見せしめのために大逆事件を捏造して死刑にするか、たまたま検査を免れた者も、戦地（第一次世界大戦日本参加は大正三年八月）へ追いやって殺すかということの「恐ろしい」あり方を、考えずにはいられなかったであろう。

折も折、その二日後の九月十六日（稿了の前日）、無政府主義者の神近市子を訪した。東京日日新聞記者として、医務局長引退の記事を取りに来たわけだが、『番紅花』（油夫監）の片腕時代、鷗外は市子と面識があったのであろう。市子は偶然『一話一言』のいちと同名であった。市子来訪が、前に読んだかつらやのいち事件を思い出させるきっかけになったのではあるまいか。また、主義者という点で、白柳秀湖の運命や、大逆事件で「最後の一語」を吐いて死んだ菅野スガ子とも連想が生じたであろう。『一話一言』の話の題材に大逆事件とからめて書けると思ったのではあるまいか。

依拠資料のいち像には、無政府主義的な一撃を発するに足る、鋭さや冷やかさ、物の悪い感じはかけらもないが、平塚らいてうの回想によれば、当時の神近市子には、物でも悪いような妖しい目の表情や抑制された激しさがあったという。平出拙く「逆徒」の真野すず子像にも、鷗外の求める沈着冷静で、鋭く冷たい感じの方は不足している。鷗外は、「公判第一日（明治四三・一二・一〇）に特別傍聴席に姿を見せたということである（神崎清）」とあるので、スガ子の表情は知っていることになるが、しかしそれは「最後の一語」を発した（明治44・1・18）時の表情ではない。「最後の一句」を発するにふさわしいいちは、無政府主義者神近市子の来訪によって、一挙にイメージが結晶したのではあるまいか。いちは、鷗外好みの女性というような感覚的な好悪の次元で書かれたものではない。菅野スガ子や白柳秀湖や神近市子や平出修のそれぞれの一面を総合し、思想的意図を一個の形象にした像であろう。「一見バラバラな『一話一言』の『身代り』、平出修の『逆徒』、白柳秀湖の再入営、神近市子来訪が、鷗外の胸の中で、大逆事件

を核に、次第に連結し、発酵して、九月十七日ついに歴史小説「最後の一句」の形を成したのではあるまいか。

第六の根拠は、大正天皇即位の時、中絶していた大嘗祭が再興され、鷗外も列席（大正4・11・14日記）を前に、『一話一言』に「今年大嘗祭行はれたる赦として命を御助け」とある記事を、これに引きつけていることである。桜町天皇代の大嘗会死罪御赦免と、大正天皇の大嘗会による大逆被告の恩赦とを重ねようとしているのではあるまいか。中村文雄氏は、「明治天皇崩御、大正天皇御大典といくどか恩赦減刑の機会はあったが、大逆事件の被告人だけは恩赦からはずされ、（中略）特赦二名中の五名は狂死、縊死、病死で獄死している。」と書いている。「元始的」ついでに、この大嘗祭に、無実の大逆事件被告にも恩赦減刑してはどうか。明君吉宗は過ちを改めたではないか、と皮肉まじりに暗示しているのではないだろうか。

以上、「最後の一句」の意図は、不満の引退の私怨を官僚批判という形で晴らすためではなく、大逆事件裁判批判の意図をこめたものであるという推定を試みた。「最後の一句」は、それをカムフラージュする「盛儀私記」（大4・11・19稿）と一対にして読むべきである。鷗外は、歴史小説に託して、大逆事件は新思想家への見せしめのために、都合の悪い者を、証拠不十分または無実のまま大量死刑にした、裁判史上の汚点であり、こんなことをすれば、無政府主義に殉教する者はますます増えるであろうと、為政者に警告し、また、明治天皇が半数を恩赦減刑にしたのも、『一話一言』があったがごとく「仁慈」のではなく、文明国の司法制度にふさわしくない「元始的」なやり方で、元文時代とかわらな、と諷刺しているものと考えられる。さらには、無実の者を終身刑に減刑したかつての恩赦をさらに訂正するには、この大嘗会を良い機会として恩赦減刑してはどうかとすすめているようにも見られなくはない。無論、歴史小説に託するという方法には伝達と実効に限界があつて、鷗外も承知の上でこのジャンルを選んだものではあろう。わかる人の心を動かしてみるだけのことかもしれない。しかし、若き日にハイネに学んだジャーナリストの「見識」（「舞姫」）は、歴史小説の中でなお健在であり、単純な体制イデオログではないように思うのである。

〔注〕

（1）『森鷗外』（五月書房 昭和32・11）

- (2) 紅野敏郎「最後の一句——教師のノオト——」(『日本文学』 昭33・5)
- (3) (1)に同じ。
- (4) (1)に同じ。
- (5) (2)に同じ。
- (6) 『最後の一句』の世界における背景の一問題——作品の末文の持つ意味を中心として——(『東北大学』『文芸研究』 昭48・5)
- (7) 森潤三郎『鷗外森林太郎』(森北書店 昭17・4)
- (8) 竹盛天雄『最後の一句』おぼえがき(『国語科通信』11 昭43・12)には、「そこで」には、歴史の単一化が働いている」とあるが、むしろ、読者に立ちどまらせるための意識的技巧とみるべきである。
- (9) 板垣公一『森鷗外その歴史小説の世界』(中日文化 昭50・6)には、いちに反抗の意図はなく、奉行は誤解したのだと解釈してあるが、「殺させぬ」を黙殺した解釈である。
- (10) (8)に同じ。
- (11) 平出修「逆徒」(『太陽』大正2・9、発売禁止、平凡社『世界大百科事典』)
- (12) 『鷗外と詩念』下(岩波書店 昭25・6)
- (13) (2)の論文には、「一九一四年における近代国家の整然とみごとに張りめぐらされた官僚機構のどまんなかについて、そのすみずみを知悉していた鷗外の眼から見れば、徳川幕藩体制の諸機関はまことに原始的かつぶざまなものとして映ったことだろう」とある。
- (14) 『鷗外全集』第38巻「後記」
- (15) 『平塚らいてう自伝 元始、女性は大陽であった』(大月書店 昭46・9)
- (16) 森山重雄『大逆事件』文学作家論』(三一書房 昭55・3)
- (17) (6)に同じ。
- (18) 『大逆事件と知識人』(三一書房 昭56・12)

〔付記〕

本稿は、昭和五十八年度広島大学国語国文学会春季研究集会(昭58・6・19)に同じ論題で発表したものに加筆した。